

# 2024 年度募集要項

## 語学留学助成

学内応募締切：2023年10月24日（火）  
提出先：留学支援共同利用センター

公益財団法人 K D D I 財団

K D D I Foundation

〒102-8460

東京都千代田区飯田橋 3-10-10

ガーデンエアタワー

URL : <http://www.kddi-foundation.or.jp/>

公益財団法人KDDI財団は、将来、国際的知見に立ち日本と東南アジア諸国の発展に貢献することを旨とし、語学の習得の為に該当国へ留学する学生を支援いたします。

## 1. 申込資格

- (1) 留学する確固とした意志のある者
- (2) 日本国籍を有する者（在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者は応募不可）
- (3) 2024年4月1日現在 30才以下である者
- (4) 申込時に当財団が推薦を依頼する大学、大学院（以下、「指定校」）に在籍し、日本国内に居住している者
- (5) 助成期間中、団体、組織等との間に雇用契約がない者
- (6) 成績優秀であること（GPA 3.0以上目安）

## 2. 履修語学

ビルマ語、モンゴル語、カンボジア語

## 3. 対象の留学

日本で在籍している大学の指定校への交換留学（派遣留学）

日本で在籍している大学が認める大学への休学留学（休学留学）

## 4. 推薦

- ・本学から推薦できる人数は「2名」です。
- ・2名を超える応募があった場合は、学内選考（書類選考）を実施します。

## 5. 助成の内容

- (1) 対象人数 合計4名程度
- (2) 留学期間 2023年12月1日～2024年11月30日の間に開始する留学
- (3) 助成金額 55万円程度（一括支給）  
学費、渡航費、生活費の一部とすることとし、返済義務は負いません。  
金額は留学先（大学）により異なる場合があります。
- (4) 支払方法 円建で日本国内開設の口座に入金
- (5) 支払時期 渡航1週間前までに支払います。  
（但し、ミャンマーについては、2024年4月の支払いとします）
- (6) 留学先 ミャンマー、モンゴル、カンボジア
- (7) 報告の義務 助成金受給者には、「報告書」をご提出頂きます。  
なお、留学終了後、報告の義務を怠った場合、助成金を返納していただく場合があります。
- (8) その他 留学中または帰国後、KDDI財団の要請により、KDDI財団の活動への参加のご協力をいただく場合があります。

## 事務手続

### (1) 応募方法

2023年10月24日（火）までに留学支援共同利用センターにメールで書類を提出。

### (2) 提出書類

#### (応募時)

- ①「申請書1」（Word形式で提出）
- ②「申請書2」（PDF形式で提出）
- ③「成績証明書」（教務課前の自動発行機で入手。和文）（PDFもしくはJPEG形式）  
（2023年10月に発行されたもの）

以上の書類を「ryugakushien@tufs.ac.jp」（留学支援共同利用センター）にメール送付。

\* 「申請書1」「申請書2」の様式は大学HPから入手すること

[http://www.tufs.ac.jp/student/tuition\\_scholarship/scholarship/nihongakusei.html](http://www.tufs.ac.jp/student/tuition_scholarship/scholarship/nihongakusei.html)

\* 成績証明書は留学支援共同利用センターの窓口で提出することも可能です。

\* 応募者多数の場合、学内選考を実施します。

\* 推薦対象となった場合、指導教員からの推薦書が必要です。（別途指示あり）

\* 顔写真の提出は不要です。

\* 助成決定後、在学証明書を提出していただきます。

\* 提出書類は返却しません。

#### (留学終了時)

留学終了後1か月以内に「報告書」を提出いただきます。

### 【重要】

提出書類はA4サイズであること。また、各欄記述が枠に収まること（審査に影響します）

### (3) 内定

内定は書類審査を経て、2024年1月中旬～2月初旬頃、大学ご担当者様へ通知いたします。

審査の経過及び内容はお知らせできませんので、予めご了承ください。

\*お問合せいただいても回答いたしかねます。

### (4) 決定

2024年3月開催の理事会にて決定いたします。

## その他

### (1) 助成の停止、取消等

下記事項のいずれかに該当する場合は、助成の停止または取消、すでに給付した助成金の全額または一部を返納していただく場合があります。

- ① やむをえない事由(病気等)により留学を継続することが困難であると認められる場合
- ② 虚偽の申告又は記載事項の一方的な変更を行った場合
- ③ 受給資格を喪失した場合
- ④ その他当財団の助成の趣旨に反する事情がある場合

### (2) 個人情報の保護と情報の開示について

個人情報については法律および内部規程に則り、適切な取り扱いを行います。ただし、対象者の助成情報は原則として公開とし、当財団で発行する機関誌に掲載します。

### (3) 当財団審査委員一覧はウェブサイトに掲載しております。

本件問い合わせ先：留学支援共同利用センター

メール：ryugakushien@tufs.ac.jp

電話：042-330-5113

以上